

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

ページ

### 告 示

○有害図書類の指定 (共同参画社会推進課)

○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同)

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同)

○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の名称及び所在地の変更 (同)

○県営土地改良事業計画の縦覧 (農村振興課)

○道路の区域変更(四件) (道路課)

○道路の供用開始(二件) (同)

○都市計画事業の認可 (都市計画課)

### 企 業 局

○仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

### 告 示

○宮城県告示第百二十五号

青少年健全育成条例(昭和三十五年宮城県条例第十三号)第十八条第一項の規定により、次のものを青少年に有害な図書類として指定する。

平成二十二年二月十六日

一 指定図書類

宮城県知事 村 井 嘉 浩

番号	種類	図書類の名称	発行所
一	雑誌	実録裏ワザファイル	ミリオン出版(株)
二	雑誌	死ぬほど怖い話	ミリオン出版(株)
三	雑誌	Sweetプチ 3月号	(株)笠倉出版社
四	雑誌	ミニ・シエリー VOL. 4	(株)徳間書店
五	雑誌	ラブパッション 3月号	(株)一水社
六	雑誌	無敵恋愛エスガール 3月号	(株)ぶんか社
七	雑誌	恋愛白書バステル 3月号	(株)宙出版
八	雑誌	裏ツ！ベスト、10	(株)三オブックス
九	雑誌	週刊実話 ザ・タブー	(株)日本ジャーナル出版
十	雑誌	ブレイクマックス 3月号	(株)コアマガジン

### 二 指定理由

○宮城県告示第百二十六号  
図書類の内容が、著しく性的感情を刺激するため、青少年の健全な育成を阻害すると認められる。

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十二年一月二十一日次の者を指定した。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
一宮 匡史	消化器科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十
兒玉 英謙	外科	石巻市立病院	石巻市南浜町一丁目七・二十

阿部 理奈	リハビリティ科	財団法人宮城厚生協会坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
川嶋 和樹	外科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
水沼 史彦	整形外科	大崎西整形外科	大崎市古川新田字川原前二百九十
田口 幸生	内科	医療法人盟陽会富谷中央病院	黒川郡富谷町上桜木二丁目一・六

○宮城県告示第百二十七号  
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。  
 平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
木村雄一郎	呼吸器科・内科	大崎市民病院	大崎市古川千手寺町二丁目三・十
一迫 ひさ	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南三丁目三六
一迫 仁也	眼科	一迫眼科	大崎市古川駅南三丁目三六
富澤 直道	外科	富澤医院	刈田郡七ヶ宿町字関九
田澤 雄作	小児科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西二十八・一
田所 慶一	消化器科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西二十八・一
高橋 渉	外科	みやぎ県南中核病院	柴田郡大河原町字西二十八・一
安藤良右門	胃内腸科・科	安藤医院	柴田郡大河原町大谷字盛十六
佐藤 宏	外科	医療法人社団北社会船岡今野病院	柴田郡柴田町船岡中央二丁目五・十六
永沼 英一	整形外科	医療法人社団英仁会永沼整形外科	柴田郡柴田町船岡東二丁目九・三十四
木村 格	神経内科	独立行政法人国立病院機構宮城病院	巨理郡山元町高瀬字合戦原百

○宮城県告示第百二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。  
 平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	新	旧
川上 一岳	外科	所属医療機関の名称 みやぎ県南中核病院	所属医療機関の名称 みやぎ県南中核病院 附属村田診療所
		所在地 柴田郡大河原町字西三十八・一	所在地 柴田郡村田町大字村田字西六十

○宮城県告示第百二十九号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関の名称及び所在地に、次のとおり変更があった。  
 平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地	所属医療機関の所在地
宮下 英士	医療法人永仁会永仁会病院	医療法人永仁会永野病院	大崎市古川旭二丁目五・一
			大崎市古川東町四・二十九

○宮城県告示第百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営針生前地区土地改良事業（経営体育成基盤整備事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画について不服があるときは、同条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同条第十項の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間  
平成二十二年二月十六日から平成二十二年三月十五日まで
- 三 縦覧場所  
村田町役場

○宮城県告示第百三十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百十三号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後	二〇・〇 三〇・二	一五〇・〇
刈田郡七ヶ宿町字上野一〇番一地从先から 同郡同町字根添三二番一地从先まで		二二・八 三五・三	一五〇・〇		

○宮城県告示第百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三百九十八号
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後	七・八 一九・八	六九二・五
杜鹿郡女川町浦宿浜字浦宿四二番一地从先から 同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一三一番六地先まで		七・八 一九・八	六九二・五		

一 道路の種類 県道

二 路線名 石巻女川線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	後	前	後	七・八 一九・八	六九二・五
杜鹿郡女川町浦宿浜字浦宿四二番一地从先から 同郡同町浦宿浜字小屋ノ口一三一番六地先まで		七・八 一九・八	六九二・五		

○宮城県告示第百三十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 古川佐沼線
- 三 道路の区域

変更の区間		変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
前 A	後 A	前 B	後 A	一〇・四 三五・八	四二二・〇	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
栗原市瀬峰新田沢二二番一地从先から 同市瀬峰新田沢二二八番六地先まで		八・二 二三・一	四二二・〇			

○宮城県告示第百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台北土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大衡落合線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
	前	後		
黒川郡大衡村松の平三丁目一番二地先から 同郡同村奥田字五ヶ沢二番一地主先まで	—	一・一〇〇 二六三・〇	—	一、六七六・〇

○宮城県告示第百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県大河原土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道	百十三号	刈田郡七ヶ宿町字上野 同郡同町字根添三三番一地主先まで	平成二十二年 二月十六日

○宮城県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十二年二月十六日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県北部

土木事務所栗原地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	古川佐沼線	栗原市瀬峰新田沢二番一地主先から 同市瀬峰新田沢二八番六地主先まで	平成二十二年 二月十六日

○宮城県告示第百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成二十二年二月十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 施行者の名称  
名取市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
  - 1 種類  
仙塩広域都市計画道路事業
  - 2 名称  
三・三・一八五号 大手町下増田線
- 三 事業施行期間  
平成二十二年二月十六日から平成二十七年三月三十一日まで
- 四 事業地
  - 1 収用の部分  
宮城県名取市大手町三丁目及び小山二丁目地内
  - 2 使用の部分  
なし

## 企業局

○宮城県企業局管理規程第一号

仙台港国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。  
平成二十二年二月十六日

宮城県公営企業管理者 佐 藤 幸 男

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程の一部を改正する管理規程

仙台湾国際ビジネスサポートセンター管理規程（平成十一年宮城県企業局管理規程第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中「及びイベント等」を、「イベント等」に改め、「広場」の下に、「事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設については、イベント等のために供する場合に限るものとする。

第十八条の見出し中「手続」を「手続等」に改め、同条に次の二項を加える。

3 ホール等のうち事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設を使用させる場合は、これらを使用しようとする者が、これらをホール等（事務室並びに飲食・物販及び利便等のために供する施設を除く。）と併せて使用しようとする場合で、かつ、これらの使用がこれらの貸室等としての入居に支障がないと管理者が認める場合に限るものとする。

4 イベント等のために供する広場のうち管理者が別に定めるものを使用させる場合は、これを使用しようとする者が、これをホールと併せて使用しようとする場合に限るものとする。

第二十八条及び第三十一条中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改める。

第三十二条第二項中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改め、同条第三項中「ホール及びスタジオ」を「ホール及びスタジオ等」に改め、同項各号中「六か月」を「の六か月」に改める。

附 則

この管理規程は、平成二十二年二月十六日から施行する。